

光が丘清掃工場だより 第48号



ごみ怪獣カーネン

発行 東京二十三区清掃一部事務組合 光が丘清掃工場

所在地 東京都練馬区光が丘五丁目3番1号

電話 03-5967-1356

HP <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp>

発行日 令和7年3月6日 印刷物登録 令和6年度 第123号



第74回運営協議会の開催について

令和6年11月25日（月）に第74回光が丘清掃工場運営協議会を開催しました。委員の皆様へ工場の操業状況や環境調査結果について報告しました。

運営協議会の様子

搬入・焼却実績



区分	令和6年4月～9月
ごみ搬入量実績	47,239t
ごみ焼却量実績	46,593t

環境調査結果は全ての項目で基準値を満たしていました。環境調査結果の詳細は、当組合のホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

適正なごみの分別にご協力をお願いします

令和5年11月、粗大ごみを処理している「粗大ごみ破砕処理施設」において、大規模な火災が発生しました。原因は、コードレス掃除機などに含まれる小型充電式電池でした。

小型充電式電池（リチウムイオン電池など）は、衝撃や圧力が加わることで発火する恐れがあります。そのため、可燃ごみとして小型充電式電池を出されてしまうとごみ収集車内や、清掃工場でごみを一時的に溜めておくごみバンク内で火災が起こる原因となるため大変危険です。

区民の皆さまにおかれましては、お住まいの区の分別方法に従い、リチウムイオン電池をはじめとする充電式電池付き製品の分別を適正に行っていただきますよう、ご協力をお願いします。ごみの分別に迷うときは、管轄の清掃事務所へご相談ください。



小型充電式電池の見本を見学者通路に展示しています

〒176・179 地域 練馬清掃事務所 03-3992-7141

〒177・178 地域 石神井清掃事務所 03-3928-1353



動画「中防処理施設における二次電池の対策の現状について」

ごみを燃やして発電しています

光が丘清掃工場ではごみ燃焼の熱を利用して水を蒸気にし、発生した蒸気が蒸気タービン発電機内を通過してタービンを回転させることによって発電しています。

当工場は1日に最大 300t（150t/日×2 炉）のごみを燃やすことができ、令和 5 年度はごみ焼却によって 51,536,060kWh 発電しました。光が丘清掃工場は建替えに伴い、蒸気タービンの発電出力が旧光が丘清掃工場の 4,000kW から現在の 9,150kW へと約 2.3 倍に向上しています。また、屋外に太陽光パネルを設置しており、令和 5 年度の太陽光発電電力量は 65,612kWh、合計の発電電力量は 51,601,672 kWh になります。

環境省の「令和4年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査 資料編（確報値）」によると、1世帯が1年間で消費する電力量の全国平均は 3,950 kWh となっています。この数値を用いて計算すると、当工場が令和 5 年度に発電した電力量は、約 13,064 世帯分の消費電力を発電したことになります。

発電した電力は清掃工場内で使用し、余剰電力を電気事業者に売電しています。



蒸気タービン発電機



太陽光パネル

東京消防庁第十消防方面本部技能審査会が開催されました

令和6年12月15日（日）に光が丘清掃工場で技能審査会が開催されました。

技能審査会とは、東京消防庁第十消防方面本部が所管する、板橋区・練馬区の5つの消防署（板橋、志村、練馬、光が丘、石神井）から3部門の代表機関員（各署1名）が参加し、出動・走行要領、運転・ポンプ運用・はしご車の操作等の実践的な技術の習熟度について審査するものです。

技能審査会を実施する場所は、はしご車・ポンプ車を操作・運用できる広さの敷地と建物に加えて防火水槽等の消防設備が必要であり、光が丘清掃工場はこれらの条件を満たしています。

また、工場の操業に支障をきたさないよう、ごみ収集車による搬入のない日曜日に開催しました。



ワンボックス車の部



はしご車の部



ポンプ車の部